

雫石町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年9月16日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

令和3年度決算期監査報告書

1 監査の種類及び対象

本決算期監査は、地方自治法第199条第1項に規定する監査として、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5条、並びに地方公営企業法第30条第2項により審査に付された一般会計、特別会計及び地方公営企業会計の令和3年度決算関係資料を基に、全課を対象に行った。

2 監査の実施日

事前書類監査 令和4年7月8日 ～ 7月22日 (8日間)

本監査 令和4年7月25日 ～ 8月10日 (6日間)

3 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務事業の執行について、その事務が関係法令に適合し、正確かつ効率的に行われているかを主眼とした。特に契約事務及び補助金等交付事務の執行が適正かつ正確に行われているかを主として監査を実施した。

4 実施した監査の手順

【事前監査】

担当課から提出された決算審査(決算期監査)説明資料について、監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて監査期間中に担当者からの聴き取りや資料の追加提出を求めた。

【本監査】

事前監査で抽出した確認事項について、担当課長および課長補佐、係長等の出席を求め、監査委員室において監査委員による対面監査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、各会計における事務事業の執行については、関係法令および条例、規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認められたが、一部の事務処理について、改善、検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、今後適切に措置されたい。

○共通事項

【注意事項】

契約事務を執行する場合、締結する契約書には雫石町契約規則第22条第2項に記載の事項について明記しなければならない。しかし、複数の契約書において、契約保証金や検査、契約に関する紛争の解決方法の記載がないものがあった。

(学校教育課、雫石診療所、町民課・環境対策室、子ども子育て支援室)

○個別事項

・農林課

【注意事項】

御明神財産区管理会会長交際費に係る支出基準が未整備であるため、早急に整備されたい。

・防災課

【注意事項】

婦人消防協力隊の協力金について、行政区で集金された現金を防災課窓口で受領した後、当該団体の口座に入金するまでの日数が一週間以上となっている事案が散見された。入金までに最も長く時間を要したのは、7月16日に現金受領し、7月27日に口座に入金したケースである。口座へ入金するまでの間、手持金庫への保管及び業務終了後の出納課金庫への保管により管理をしているが、速やかに団体口座に入金すべきである。この状況は、新岩手農協役場出張所が閉鎖されたことに伴うものと思われるが、団体の口座を管理する以上、適正かつ厳正に事務を執り行うべきであるため、管理を改められたい。

・観光商工課

【注意事項】

雫石町飲食店等緊急経営支援金支給は、令和2年10月から令和3年3月までのいずれか1か月の売り上げが前年同期と比較して30%以上減少している事業者に対して30万円を支給したものである。

飲食業を営むためには、食品衛生法第55条の許可が必要であり、本支給の対象となった1事業者の申請書に添付された営業許可書は、令和3年4月13日からの営業許可書であった。添付された営業許可書では、令和2年10月から令和3年3月までの営業許可を得ていたことが確認できず、同支給要綱第2条で定めている支給対象要件を満たしているかどうか客観的に判断することができなかった。

今後、新たな支援金支給を行う際には、不正受給を防止する観点から、支援金対象期間の営業許可を的確に確認できる書類を添付させるよう改められたい。

・生涯学習スポーツ課

【注意事項】

管理備品（楽器：ティンパニー、金額：1,122,000円）の購入を随意契約により執行しているが、その理由について、「入札に付する時間的な余裕がないため」としていた。雫石町随意契約ガイドラインによると、「入札に付する時間的な余裕がないとき」とは、町民の生命、健康、財産に著しい危険が生じる恐れがある場合と競争に付す時間的な余裕がないことが、客観的な事実に基づいて説明できることを求めている。また、事務手続きの遅滞による緊急は該当しないとも明記している。

当該契約について、年度途中に購入する必要があるとのことであるが、その事実が分かり次第、補正予算審議のため臨時会の開催等を検討し、入札に付すべき案件であった。以後においては、関係法令及び前述のガイドラインを厳守し、契約事務を遂行されたい。